

施工体制台帳様式の改訂について

「施工体制台帳」について、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、施工体制台帳の作成等について変更があり、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能1号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとなりました。また、外国人建設就労者の有無、外国人技能実習生の有無確認欄に加え、一号特定技能外国人の従事状況確認欄を設けた新様式を追加しました。

なお、契約年月日によって適用される様式が異なるのでご注意ください。

1 様式の掲載ページ

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/download/jigyou/01.html>

トップ > 申請・届出書ダウンロードサービス > 事業者向け > 入札・契約 > 建設工事関係様式（着工時）

2 様式の適用

新様式：令和元年5月1日以降に契約する工事より適用
（平成31年4月30日以前に契約する工事は、従前の様式となります。）

3 お問い合わせ先

担当 都市計画課 設計技術管理室

TEL：076-220-2375 FAX：076-222-5119

E-mail：gikan@city.kanazawa.lg.jp